

装備品等の類別に関する訓令を次のように定める。

昭和37年8月24日

防衛庁長官 志賀 健次郎

装備品等の類別に関する訓令

改正 昭和37年11月1日庁訓第73号
昭和59年5月30日庁訓第33号
昭和59年6月30日庁訓第37号
平成9年6月1日庁訓第28号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年7月31日庁訓第91号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年8月30日省訓第145号
平成23年12月14日省訓第40号
平成27年10月1日省訓第39号
平成28年3月31日省訓第37号
令和2年9月25日省訓第56号
令和6年3月27日省訓第31号

(目的)

第1条 この訓令は、装備品等及びNCS国産品の類別に関して必要な事項を定め、もつて装備品等の補給に関する業務（以下「補給業務」という。）その他これに関連する業務の効率化に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「幕僚長等」とは、大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、幕僚長（陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。以下同じ。）、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官をいう。
- (2) 「装備品等」とは、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等のうち船舶及び航空機並びに図書、定型用紙及び地図を除いたものをいう。
- (3) 「記述型式」とは、類別の実施に当たり、品目を識別するために明らかにすべき装備品等の特性に係る細目を品名ごとに示したものであつて、アメリカ合衆国の1952年の国防類別標準化法による連邦カタログ制度（以下「連邦カタログ制度」という。）において定められている記述型式（参考図を含む。）、防衛大臣がこれに準じて定めた記述型式（参考図を含む。）及び北大西洋条約機構の135連合委員会によるNATOカタログ制度（以下「NATOカタログ制度」という。）において定められている記述型式（参考図を含む。）をいう。それぞれの装備品等は、同種の物品単位ごとにいずれかの品名の下に区分され、連邦カタログ制度において定められている指定品名索引、防衛大臣がこれに準じて定めた指定品名索引又はNATOカタログ制度において定められている指定品名索引により、それぞれの品名について適用される記述型式が決定される。
- (4) 「製造者」とは、装備品等及びNCS国産品の製造図面、製造仕様書等を作成し、又は管理する者（法人を含む。）、団体又は国の機関をいう。
- (5) 「ナショナル物品番号」とは、連邦カタログ制度において定められた物品番号をいう。
- (6) 「NATO物品番号」とは、NATOカタログ制度において定められた物品番号をいう。
- (7) 「指定品名」とは、連邦カタログ制度において品目名として使用すべきものとしてアメリカ合衆国防省が統一的に指定した品名、NATOカタログ制度において品目名として使用すべきものとして北大西洋条約機構の135連合委員会が統一的に指定した品名及び防衛大臣が品目名として使用すべきものとして指定したその他の品名をいう。
- (8) 「NCAGE」とは、製造者、卸売り業者及び役務提供者（以下「製造者等」という。）を特定するためNATOカタログ制度において定められた固有の記号をいう。
- (9) 「NCS国産品」とは、装備品等以外でNATOカタログ制度参加国が補給する日本国内において製造された物品をいう。
- (10) 「製造者記号」とは、防衛装備庁長官が製造者等ごとに付与した記号

又はN C A G Eをいう。

(品目識別等の使用)

第3条 装備品等の補給について直接責任を有する者(物品管理官又は分任物品管理官として指定された官職にあるものに限る。以下「補給責任者」という。)は、次の各号に該当する装備品等の補給に関する業務を除き、補給業務に使用する文書においては、この訓令の規定に基づいて定められた品目識別、品目の属する分類区分、物品番号及び補助品目名(以下「品目識別等」という。)以外のこれらに代わるものを使用してはならない。ただし、緊急を要する場合において、装備品等をこの訓令の規定に基づいてその類別が行なわれる前に補給しようとするときは、その補給に必要な限度で、仮にこれらに代わるものを定めて、これを使用することができる。

- (1) 同種のを反復して補給することが予想されない装備品等
 - (2) 現地において調達され、かつ、その現地において消費される装備品等
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、防衛大臣がこの訓令による類別をすることが適当でないとした認められた装備品等
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号に該当する装備品等について、この訓令の規定に基づいて類別が行なわれた場合においては、補給責任者は、当該品目の装備品等の補給に関する業務に使用する文書においても、この訓令の規定に基づいて定められた品目識別等以外のこれらに代わるものを使用してはならない。
- 3 補給業務に使用するカタログその他これに類する図書を作成する場合においては、この訓令の規定に基づいて定められた品目識別等以外のこれらに代わるものを使用してはならない。

(類別資料の提出)

第4条 補給責任者は、前条第1項各号に該当する装備品等以外の装備品等について、この訓令の規定に基づいて既に設けられている品目以外の品目の設定の必要があるときは、次項の類別資料を作成するのに必要な原資料を順序を経て幕僚長等に提出しなければならない。

- 2 幕僚長等は、前項の規定により原資料が提出されたとき及び補給責任者が前条第1項各号に該当する装備品等以外の装備品等についてこの訓令の規定に基づいて既に設けられている品目以外の品目の設定を必要とすることが予想されるときは、当該装備品等の類別を行うのに必要な資料(以下「類別資料」という。)を作成し、これを防衛装備庁長官に提出しなければ

ばならない。

- 3 幕僚長等は、前項に定める場合のほか、防衛大臣から特に要求があつた場合はその要求に係る類別資料を作成し、これを防衛装備庁長官に提出しなければならない。

(類別資料の作成単位及び構成)

第5条 幕僚長等は、補給業務において同一の取扱いをしようとする装備品等ごとに類別資料を作成するものとする。

- 2 幕僚長が作成する類別資料は、品目識別案、品目の属する分類区分案その他別に防衛大臣が定める資料からなるものとする。
- 3 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官が作成する類別資料の構成については、別に防衛大臣が定める。

(品目識別案)

第6条 前条第2項の品目識別案は、この条及び次条の規定により作成するものとする。

- 2 当該装備品等について適用される記述型式に従つて品目の特性（品目に属する装備品等が具備すべき形状、構造、品質、性能等をいう。以下同じ。）及び次の各号に掲げる事項を記述し、その他必要な事項を記載するものとする。

(1) 品目名

(2) 製造者記号

- (3) 参考番号（製造者の付与する番号、記号又は商品名であつて、それのみで特定の生産品目を識別することのできるもの並びに当該品目の仕様書番号又は規格番号をいう。）

- 3 当該装備品等について適当な記述型式が存しないと認められるときは、記述型式案を作成し、その記述型式案に従つて品目の特性を記述し、その他必要な事項を記載するとともに、その記述型式案及びこれが適用される品名の案を類別資料に添付するものとする。

- 4 品目識別案における品目名は、該当する指定品名がある場合はこれによるものとし、該当するものがない場合は別に防衛大臣が定める方法により命名したところによるものとする。

第6条の2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

装備品等（次項及び第9条において「供与品等」という。）について相当と認められるときは、これに係る品目識別案においては、それぞれ当該各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との相互防衛援助協定第1条の規定に基づき有償又は無償で供与又は貸与される装備品等（供与又は貸与は受けないが、アメリカ合衆国政府の仕様書、図面等と同一の仕様書、図面等により調達される装備品等を含む。）であつてナショナル物品番号の確認されたもの 品目名及びナショナル物品番号
 - (2) 北大西洋条約機構加盟国（米国を除く。）から調達した装備品等（NATOカタログ制度参加国政府の仕様書、図面等と同一の仕様書、図面等により調達される装備品等を含む。）であつてNATO物品番号の確認されたもの 品目名及びNATO物品番号
 - (3) 幕僚長等が補給業務上前2号に掲げる装備品等と同一の取扱いをしようとするもの 品目名及びナショナル物品番号若しくはNATO物品番号
- 2 前条第4項の規定にかかわらず、供与品等について該当する指定品名がなく、かつ、別に連邦カタログ制度又はNATOカタログ制度において命名されている品目名が確認されている場合においては、当該品目名による。

（品目の属する分類区分案）

第7条 第5条第2項の品目の属する分類区分案は、その品目名及び品目の特性に基づいて、別に防衛大臣が定める方法に従つて作成するものとする。

（装備品等及びNCS国産品の類別）

第8条 防衛大臣は、装備品等及びNCS国産品の類別を行う。

2 装備品等及びNCS国産品の類別は、次に掲げる資料に基づき、品目を設け、その品目について品目識別及び品目の属する分類区分を定めるとともに、当該品目に物品番号を付与することにより行なわれるものとする。

(1) 第4条第2項及び第3項の規定により、幕僚長等から提出された類別資料

(2) NATOカタログ制度参加国からのNCS国産品の類別依頼に付属する資料

3 防衛装備庁長官は、前項各号に掲げる資料に基づき、類別案を作成し、防衛大臣に申請するものとする。

4 防衛大臣は、第13条の報告に基づき、品目を設けておく必要がなくなつたと認めるときは、これを廃止する。

(物品番号)

第9条 前条第2項の物品番号は、供与品等に係る品目については、品目識別において使用したナショナル物品番号又はNATO物品番号と同一の番号とし、供与品等以外の装備品等及びNCS国産品に係る品目については、その品目の属する分類区分を示す分類番号及び品目ごとに定められた品目識別番号によつて構成される番号とする。

(補助品目名)

第10条 防衛大臣は、必要があると認める場合には、品目名のほかに、補助品目名を定める。

(品目識別又は品目の属する分類区分の改定)

第11条 補給責任者は、品目識別又は品目の属する分類区分の改定（以下この条において「改定」という。）の必要があると認められるときは、改定を行うのに必要な原資料を順序を経て幕僚長等に提出しなければならない。

2 幕僚長等は、前項の規定により原資料が提出されたとき、その他改定の必要があると認められるときは、改定を行うのに必要な資料（以下「改定資料」という。）を作成し、これを防衛装備庁長官に提出しなければならない。

3 防衛装備庁長官は、幕僚長等から提出された改定資料に基づき、改定案を作成し、防衛大臣に申請するものとする。

4 防衛大臣は、申請された改定案に基づき、必要があると認めるときは所要の改定を行う。

(類別資料及び改定資料の作成の方法等)

第12条 この訓令に定めるもののほか、類別資料及び改定資料の作成の方法、提出の手續その他必要な細目については、別に防衛大臣が定める。

(取扱い品目の報告)

第13条 幕僚長等は、別に防衛大臣が定めるところにより、次条第1項の規定により防衛省カタログが作成された品目については、次の各号に掲げる区分に従い防衛装備庁長官に通知するものとする。

(1) 補給責任者が将来にわたって調達し、又は補給することが予想される装備品等に係る品目

(2) 補給責任者が将来にわたって調達し、又は補給することが予想されなくなった装備品等に係る品目

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により幕僚長等から通知された品目を取りまとめて防衛大臣に報告するものとする。

(防衛省カタログの作成等)

第14条 防衛装備庁長官は、この訓令の規定に基づいて定められた品目識別等を記載したカタログを作成する。

2 前項のカタログは、防衛省カタログと称する。

3 防衛装備庁長官は、防衛省カタログを防衛大臣に報告するとともに、関係の幕僚長等に送付する。

4 防衛装備庁長官は、防衛省カタログの内容をNATOカタログに登録する。ただし、供与品等で既にNATOカタログに登録されているものは除く。

5 幕僚長等は、防衛省カタログに準拠して所要のカタログを作成し、これを関係者に配布するものとする。

(委任規定)

第15条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和37年8月24日から施行する。

2 この訓令施行の日においてこの訓令の規定に基づいて定められるべき品目識別等に相当するもので現に幕僚長等により定められているもの（供与品以外の装備品等についてはこの訓令施行の日後昭和38年2月16日までに定められたものを含む。）は、補給業務の区分及び長官が定める分類区分ごとに長官が定める日の前日までの間、第3条の適用についてはこの訓令の規定に基づいて定められた品目識別等とみなす。

3 幕僚長等は、この訓令の規定に基づいて定められるべき品目識別等に相当するものを定めている装備品等のうち調達又は補給の必要がなくなつたと認められるものを除き、供与品についてはこの訓令施行の日以後、供与品以外の装備品等については昭和38年2月16日以後逐次類別資料を提出し

なければならない。

- 4 第3条の規定にかかわらず、補給責任者及び補給業務に使用するカタログその他これに類する図書を作成する者は、第2項の規定により長官が定める日の前日までの間は、この訓令の規定に基づいて定められる品目識別等のほかに、幕僚長等が定めるこれらに代わるものを使用することができる。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月30日庁訓第33号）

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成9年6月1日庁訓第28号）

この訓令は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月31日庁訓第91号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日省訓第40号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

- 第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第37号）（抄）

（施行期日）

- 第1条 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日省訓第 56 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の装備品等の類別に関する訓令第 1 4 条第 4 項の規定は、この訓令の施行の日以後に防衛省カタログを作成したものについて適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 7 日省訓第 3 1 号）

この訓令は、令和 6 年 3 月 2 7 日から施行する。